加茂市自主防災組織活動事業補助金交付要綱

令和３年４月１日制定
令和４年４月１日改正
令和４年 11 月１日改正
令和８年２月 10 日改正

（趣旨）
第１条　この要綱は、地域の自主的な防災活動の推進を図るため、自主防災組織が実施する防災活動事業に対し、加茂市自主防災組織活動事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条　この要綱において、「自主防災組織」とは、加茂市自主防災組織認定要綱に基づき、市長が認定した団体をいう。

（補助対象事業及び補助対象経費）
第３条　補助対象事業及びその事業区分ごとの補助対象経費は、別表第１のとおりとする。

（補助金の額及び限度額）
第４条　補助金の額は、別表第２に定めるとおりとする。ただし、その限度額は、別表第３に定めるとおりとする。
２　補助金の交付申請は、１年度につき１団体１回限りとする。

（交付の申請）
第５条　補助金の交付の申請をしようとする自主防災組織（以下「申請者」という。）は、加茂市自主防災組織活動事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
⑴　事業計画書
⑵　見積書その他事業費の内訳（経費の内容がわかる書類）

（補助金の交付の決定）
第６条　市長は、補助金の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、加茂市自主防災組織活動事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）
第７条　補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容等を変更しようとするときは、速やかに加茂市自主防災組織活動事業補助金交付変

更申請書（様式第３号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、変更交付額を決定し、加茂市自主防災組織活動事業補助金交付変更決定通知書（様式第４号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第８条　補助事業者は、事業が完了したときは、加茂市自主防災組織活動事業補助金実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　事業報告書

⑵　領収書の写しその他事業費の内訳（経費の内容がわかる書類）

（補助金の額の確定）

第９条　市長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、加茂市自主防災組織活動事業補助金確定通知書（様式第６号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第 10 条　補助金の交付は、前条の規定による補助金の額を確定した後に行うものとする。

２　補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、加茂市自主防災組織活動事業補助金請求書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

（その他）

第 11 条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年１１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年２月１０日から施行する。

別表第１（第３条関係）

補助対象事業		補助対象経費
防災資機材整備事業	情報収集伝達活動資機材	携帯用無線、メガホン、携帯用ラジオ、旗、腕章等の整備に要する経費
	消火活動資機材	消火器、防火衣、ヘルメット、水バケツ等の整備に要する経費
	水防活動資機材	土のう袋、ボート、防水シート、シャベル、救命胴衣等の整備に要する経費
	救出・救護活動資機材	テント、ジャッキ、バール、救急箱、はしご、リヤカー、担架、防煙・防塵マスク、毛布、簡易ベッド等の整備に要する経費
	生活維持活動資機材	給水タンク、緊急用ろ水装置、炊飯器等の整備に要する経費
	その他資機材	防災倉庫等、その他市長が必要と認める経費
防災訓練等事業	防災訓練活動	防災訓練の実施に要する経費
	防災研修活動	防災知識の向上を目的とする研修会の開催又は参加に要する経費（飲食に要する経費を除く。）
	その他活動	市長が必要と認める経費
防災士資格の取得		特定非営利活動法人日本防災士機構が認証する防災士資格の取得にかかる経費

別表第２（第４条関係）

補助対象事業	補助金の額
防災資機材整備事業 防災訓練等事業	補助対象経費の２分の１に相当する額（その額に 1,000 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）
防災士資格の取得	1 人につき 50,000 円（資格の取得にかかる経費が 50,000 円を下回った場合は、かかった経費を上限とする。）

別表第３（第４条関係）

補助対象事業	自主防災組織構成 世帯数の区分	補助金の限度額
防災資機材整備事業 防災訓練等事業	99 世帯以下	30,000 円
	100 世帯以上 199 世帯以下	40,000 円
	200 世帯以上 299 世帯以下	50,000 円
	300 世帯以上 399 世帯以下	60,000 円

	400 世帯以上 499 世帯以下	70,000 円
	500 世帯以上 599 世帯以下	80,000 円
	600 世帯以上	90,000 円
防災士資格の取得		1 人につき 50,000 円